

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

DECEMBER 2020  
 VOL.629

# 12



水郷桜イルミネーション(霞ヶ浦総合公園)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一氏

## ●2020 12月号 CONTENTS●



年末年始労働災害防止強化運動実施中……………2  
 茨城県の最低賃金……………3  
 ハラスメント対応特別相談窓口を開設します!……………4  
 子の看護休暇・介護休暇が  
 時間単位で取得できるようになります!…6  
 新しい働き方・休み方を実践するために  
 年次有給休暇を上手に活用しましょう…7  
 令和2年度 業務改善助成金をご活用ください!……………8  
 「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか?……………9

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの  
 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます…10  
 衛生管理者能力向上教育のご案内……………12  
 過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました…13  
 令和2年度キャリア形成サポート事業……………13  
 茨城県産業保健総合支援センターからのお知らせ ……14  
 県内の労働災害発生状況速報……………15  
 令和2年死亡災害発生状況……………15  
 講習会のご案内……………16

# 年末年始労働災害防止強化運動実施中

## ～新年を安全に迎えるために安全衛生対策の徹底をしましょう～

年末年始は、急ぎの仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等いつもと違った作業が多くなります。特に今回は新型コロナウイルス等の感染症対策を講じながら迎える年末年始であるため、十分な準備や検討がされないまま、多くの非常作業を行なうことが想定されます。

関係者の皆様に注意していただきたい取組について、以下にお示しいたしましたので、今一度、御確認いただき年末年始の安全な作業を特に心がけていただくようお願いいたします。

- 中災防スローガン 『**きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害**』
- 実施期間 令和2年12月1日 から 令和3年1月31日 まで
- 労働局の実施事項
  - 1 労働災害防止団体等に本運動の取組を要請
  - 2 建設現場に集中的な監督指導を実施

### 1 事業場の実施事項

- ①経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- ②リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
- ③KY(危険予知)活動を活用した非常作業の労働災害防止対策を推進する。
- ④機械設備に係る一斉検査及び作業前点検を実施する。
- ⑤事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
- ⑥高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食生活、運動等)に関する健康指導などを実施する。 など

### 2 主な業種の労働災害防止対策

#### (1) 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、墜落・転落災害が多く発生しています。

- ①機械設備の回転部分等に安全カバーを取付け、点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取付けられていることを確認しましょう。
- ②作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害のリスク低減をしましょう。食品工場等水を扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、つまずきにくい作業靴を使いましょう。
- ③高所に物の置き場所がある場合は手すりを取付け、高所で作業する場合は、墜落制止用器具を使用しましょう。

#### (2) 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すりの未設置等墜落防止対策の不備が原因です。

- ①足場を設置してから作業しましょう。荷の搬入などにより一時的に手すりを取外した場合、必ず関係者

に伝え、後回しにせず直ぐに復旧しましょう。

- ②手すりを取外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具(旧名称:安全帯)を着用し、墜落による危険を防止しましょう。
- ③はしごや脚立を使用するときは、使用方法を遵守し、安全に作業しましょう。
- ④建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- ⑤土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置しましょう。

#### (3) 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック荷台等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、荷主の理解と協力が必要です。

- ①荷台への昇降を安全にするため、車両へ足を掛けるステップや掴まることのできるグリップを取付けましょう。
- ②荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、墜落防止のための親綱や簡易作業台を設置しましょう。
- ③ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。

#### (4) 第三次産業対策

小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生しています。

- ①「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策も徹底しましょう。
- ②「STOP!転倒災害プロジェクト茨城」を展開し、特に12月は、重点的に職場の転倒災害防止対策に取組みましょう。
- ③安全推進者を選任し、安全衛生活動、安全衛生教育などの労働災害防止対策に取組みましょう。
- ④転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- ⑤4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- ⑥正しい荷物の持ち方等腰痛防止教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。

茨城労働局労働基準部健康安全課

# 茨城県の最低賃金

## I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生 年月日	適用範囲
茨城県最低賃金	851	令和2. 10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

## II 特定(産業別)最低賃金 (件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります)

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生 年月日	適用範囲
鉄鋼業	945	令和2. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	907	令和2. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはパブリックの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	904	令和2. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。) (2)医療用機械器具・医療用品製造業 (3)光学機械器具・レンズ製造業 (4)電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5)電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (6)情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (7)時計・同部分品製造業 (8)(1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはパブリックの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	874	令和2. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

## III 注意

- 最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
- 地域別最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく全ての労働者と、その使用者に適用されます。
- 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
  - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
  - ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
  - ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
  - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
  - ⑥精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 月給制の場合は、右の計算式によって比較します。  $\text{月給額} \times 12 \text{か月} \div \text{年間総労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- 日給制の場合は、右の計算式によって比較します。  $\text{日給額} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

この記事に関するお問い合わせは、茨城労働局労働基準部賃金室(029-224-6216)又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

～12月は職場のハラスメント撲滅月間です!～

# ハラスメント対応特別相談窓口を開設します!

茨城労働局 開設期間: 令和2年12月1日(火)～令和3年3月31日(水)

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください!

たとえば…

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。



職場のハラスメント対策として相談窓口の一元化を検討したいが、どうすればよいのだろうか。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワハラも法制化されたことだし、対策に含めた方がよいのだろうか?

## セクシュアルハラスメント(セクハラ)

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗(しつよう)な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

【男女雇用機会均等法第11条】

## 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいいます。

【男女雇用機会均等法第11条の2/育児・介護休業法第25条】

## パワーハラスメント(パワハラ)

①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害すること、の全ての要素を満たすものをいいます。

【労働施策総合推進法第30条の2】

### ★事業主が講ずべき措置のポイント★

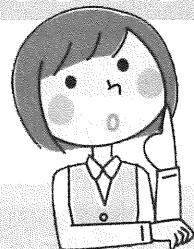
1. 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
2. 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 職場におけるパワーハラスメントの事後の迅速かつ適切な対応
4. 1～3と併せてプライバシー保護措置、不利益取り扱いのされない旨の定め及び周知啓発

令和2年6月1日～  
※中小企業は令和4年4月1日適用  
(それまでは努力義務)

相談して  
ください!

# 都道府県労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。  
まずは相談してください!! 相談は無料です!



**Q.** どのような相談ができますか?

**A.** 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等ハラスメント、職場でのパワーハラスメント、新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ、嫌がらせについてもご相談いただけます。

**Q.** 就職活動中に受けたセクシュアルハラスメントについても相談できますか?

**A.** 就職活動中での出来事についてもご相談いただけます。

**Q.** どのようなことをしてくれるのですか?

**A.** トラブル等について、法律上可能な対応案について説明いたします。  
また、ご希望に応じ紛争解決援助(あっせん含む)を実施します。

## 茨城労働局 職場のハラスメント対応特別相談窓口

**【受付時間】** 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝祭日を除く)

※時間をかけて、丁寧に相談に対応していますので、  
できるだけお早めにお電話ください。

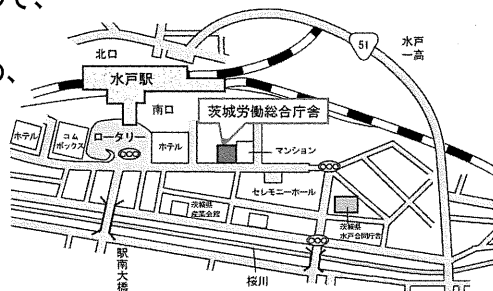
※御来庁の際は新型コロナウイルス感染防止のため、  
ご予約いただくとスムーズです。

**【電話番号】** **029-277-8295**

**【住所】** 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31

茨城労働総合庁舎6階

雇用環境・均等室【相談・指導部門】



## 厚生労働省委託事業 ハラスメント悩み相談室 委託運営:LEC東京リーガルマインド

★労働者の方向け★ ないよ ハラス

電話相談 **0120-714-864**

電話対応時間 月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00

祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。  
メールでの相談も可能です。●相談メールアドレス: mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp

サイトQRコード▶



★事業主、人事労務担当者向け★

会社内でハラスメントが起こり、対応にお困りの事業主の方へ

電話相談の予約をメールにて受け付けます。予約受付フォームにてご連絡ください。

●予約受付フォーム: <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/denwa-soudan/>

●事前メールによる完全予約受付相談

●1相談1回の弁護士による無料電話相談



事業主の皆さまへ  
規定整備はお早めに!!

# 令和3年1月1日施行!

## 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります!

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになります。

### 改正のポイント

#### 【改正前】

- 半日単位での取得が可能
- 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



#### 【改正後】

- 時間(※1)単位での取得が可能
- 原則として(※2)全ての労働者が取得できる

※1)「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

法令で定められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

- ・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
- ・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になりますのでご注意ください。

いわゆる「中抜け」とは?

就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

※2) 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。

なお、労使協定により時間単位での休暇制度ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるよう配慮をお願いします。

【参考】子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000582061.pdf>

## ●お役立ち情報●

### ～育児・介護休業法に関する関連動画・関連資料のサイトのお知らせ～

「知っておきたい 育児・介護休業法」、「育児ダイジェスト版」「介護ダイジェスト版」等無料で閲覧できる動画を掲載しています。その他、就業規則に育児・介護休業等に関する規則を規定、整備する際に参考となるパンフレット等掲載されておりますので、是非ご活用ください!

知っておきたい 育児・介護休業法

【所要時間 20分】



▲サイトQRコード

サイトURL:

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/document/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/document/index.html)

### 【問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 ☎029-277-8295



# 新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

## ●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

### 1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

### 2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

#### 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。  
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。  
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 総務部長 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

## ●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

#### 〈労使協定で定める事項〉

##### ① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

##### ② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

##### ③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

##### ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

# 令和2年度 業務改善助成金をご活用ください!

(交付申請の締切は、令和3年1月29日です)

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)」の引上げを図るための制度で、各要件を満たした中小企業事業主にご活用いただける助成制度です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。助成金活用事例は、下記「業務改善事例」をご参照ください。

## 概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース ※その他60円、90円コースがあります。助成上限額も変わります。	1人	30万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模100人以下の事業場	3/4  生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
	2~3人	50万円		
	4~6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※)ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいい、助成金支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

### 業務改善

#### 事例1

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

<企業概要>

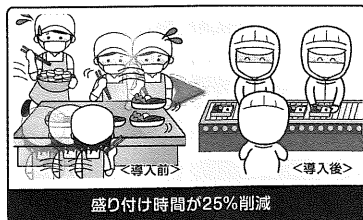
【所在地】新潟県 【従業員数】40人

【事業の種類】食品製造販売業

<課題と対応>弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



盛り付け時間が25%削減

専務取締役

<独自の工夫>

以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入リスクも軽減している。

<実施内容>ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

<成果>弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

#### 助成金活用のポイント

ベルトコンベアを導入したことで、弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

### 業務改善

#### 事例2

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

<企業概要>

【所在地】熊本県 【従業員数】24人

【事業の種類】生鮮食品小売業

<課題と対応>繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



レジの精算時間が1.5倍の速さになり、預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった

人事課長

<独自の工夫>

各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、(別スイッチを取り付け)、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃棄ロスや保管設備費の削減につなげている。

<実施内容>商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

<成果>レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

#### 助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入したことで、レジ業務の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合等は、予算の範囲内において支給します。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8294)へお問い合わせください。



# 「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか？

茨城労働局労働基準部健康安全課

## 1. 健康診断の実施と結果報告

(1) 常時使用する労働者については、業種や労働者数にかかわらず、1年以内ごとに1回（深夜業等の特定業務従事者は6月以内ごとに1回）、下記の項目について医師による健康診断を実施する必要があります。

なお、医師が必要でないと認める時には、厚生労働大臣が定める基準に基づき、健康診断項目の一部を省略することができます。

- ①既往歴及び業務歴の調査
- ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤血圧の測定
- ⑥貧血検査
- ⑦肝機能検査
- ⑧血中脂質検査
- ⑨血糖検査
- ⑩尿検査
- ⑪心電図検査

(2) 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、労働者の健康を保持するために必要な措置に対し、医師（歯科の健康診断は歯科医師）の意見を聴く必要があります。

(3) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、健康診断の実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

## 2. 特殊健康診断の実施と結果報告

(1) 以下の業務に常時従事する労働者については、6月以内ごとに1回（一部の業務は1年以内ごとに1回）、業務に応じた特殊健康診断を実施する必要があります。

- ①シンナー等の有機溶剤を取り扱う業務
- ②はんだ付け等の鉛業務
- ③特定化学物質を取り扱う業務
- ④潜水等の高気圧業務
- ⑤電離放射線業務
- ⑥除染等業務
- ⑦石綿を取り扱う業務

⑧四アルキル鉛を取り扱う業務

⑨騒音、情報機器(旧VDT)作業等の行政通達で示された業務

(2) 特殊健康診断を実施した場合には、業種や労働者数にかかわらず、特殊健康診断の実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

(3) 上記1の(2)は、特殊健康診断も同じ取扱いになります。

## 3. ストレスチェックの実施と結果報告

(1) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、下記の項目について医師、保健師等によるストレスチェックを実施する必要があります。

- ①職場における労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- ②労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- ③職場における他の労働者による支援に関する項目

(2) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、ストレスチェックの実施結果を所定の様式により、1年以内ごとに1回、定期的に、所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

## 4. じん肺健康管理実施状況報告

粉じん作業を行っている事業場は、毎年12月末日現在におけるじん肺の健康管理実施状況を翌年2月末日までに、所定の様式により所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

なお、この報告は、じん肺健康診断を実施していない年でも提出する必要があります。

**\*健康診断個人票及び健康診断結果報告等については、本年8月28日から医師等の押印等が不要になりました。**

各健康診断結果報告書の様式は、茨城労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署で配布している他、厚生労働省・茨城労働局のホームページからダウンロードすることができます。

解体改修工事の受注者(解体改修工事実施者)の皆さま

## 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月～)

### 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月～)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月～)

### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月～)

### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月～)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月～)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月～)

### 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)

# 工事・作業別の規制内容の早見表

## ■工事開始前まで■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		
事前調査結果等の報告(工事開始前まで)		●※1	●※2	
作業計画の作成(石綿含有建材がある場合)		●	●	●
計画の届出(工事開始の14日前まで)		●※3	●※3	●※3

※1 床面積80m<sup>2</sup>以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る

## ■工事開始後(石綿含有建材を扱う作業に限る)■

主な規制内容	作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	第1種の破砕等	けい酸カルシウム板	工具による除去	仕上塗材の電動	成形品の除去	スレート板等の
				●	●	●	●	●
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●	●	●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施		●	●	●	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施		●	●	●	●	●	●	●
作業場所の隔離		●	●	●	●	●		
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認		●						
作業時に建材を湿潤な状態にする		●	●	●	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用		●	●	●	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示		●	●	●	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示		●	●	●	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存		●	●	●	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●	●	●	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施		●	●	●	●	●	●	●

\* 問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課 (TEL 029-224-6215)

# 衛生管理者能力向上教育のご案内

事業場における安全衛生水準の向上を図るため、労働安全衛生法第19条の2および能力向上教育指針公示第5号の別表16に基づき、衛生管理者の方々を対象として標記の能力向上教育を下記により実施することになりました。

なお、受講修了後には、当該教育の修了証を交付いたします。

## 記

1. 講習日時：令和3年1月18日(月) 9:00～17:20

令和3年1月19日(火) 9:00～17:20

(※受付は30分前より始めます。)

2. カリキュラム：

内 容		時 間
1/18 (月)	健康管理	9:00 ～ 11:40
	実務研究	11:40 ～ 14:40
	主要な労働衛生対策	14:40 ～ 15:10
	災害事例及び関係法令	15:10 ～ 17:20
1/19 (火)	労働衛生管理の現況・労働衛生管理の機能と構造	9:00 ～ 11:40
	作業環境管理	11:40 ～ 13:30
	作業管理	13:35 ～ 15:45
	労働衛生教育	15:50 ～ 16:50
	質疑応答・修了証交付	16:50 ～ 17:20

3. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター

〒310-0801 水戸市渋井町堺橋263-1 駐車場有り

4. 受講料：1名につき 15,705円(税込)

テキスト代 2,530円(税込)

5. 定員：20名

6. 申込期限：令和3年1月12日(火)

先着順にて受け付け、定員に達し次第締め切りといたします。

7. 申込先：〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階

(一社)茨城労働基準協会連合会 ☎029-225-8881

8. 申込方法：受講申込書(用紙不足の場合はコピーして下さい)に所要事項を記入の上、現金を添えてお申込み下さい。受講料を振込む場合は、同封の郵便振替用紙によるか、または常陽銀行本店営業部〈普通預金No.870031〉にお振込み下さい。

令和3年1月13日(申込期限の翌日)までに現金・振込み等でお支払い下さい。

(注)テキスト送付希望の場合は、送料として、580円(茨城県内・1冊～10冊)を加算して下さい。

9. その他：①申込期限後に取り消された場合は受講料等はお返しできません。

②当日は昼食弁当を講習開始前に限り予約販売いたしますので希望者をご利用下さい。

# 11/9、つくば市内で過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました

新型コロナウイルスの影響が心配される中、11月9日、つくば国際会議場において開催されました。津野香奈美氏（神奈川県立保健福祉大学 大学院ヘルスイノベーション研究科講師）による「パワハラを発生させない職場づくり～パワハラ防止法のその先に～」と題した基調講演の他、囃家の笑福亭松枝氏による過労死問題をテーマにした落語と「東京過労死を考える家族の会」からご遺族である佐戸恵美子氏による体験談の発表がありました。



(主催者挨拶 茨城労働局 工藤監督課長)

令和2年度キャリア形成サポートセンター事業 (本事業は厚生労働省より株式会社パソナが運営を受託しています)

## 人と組織の活性化を支援します

### こんな課題はありませんか？

- 新入社員の主体性・積極性を高め、定着を促進したい
- 育児・介護休職を活用した社員の復職支援をしたい
- 中堅社員のモチベーションを高める施策を打ちたい
- セカンドキャリア支援に何をしたら良いか知りたい

### キャリアサポートセンターの支援内容

ジョブ・カードやセルフ・キャリアドックを活用し、キャリアコンサルティングを行いながら、キャリア形成と職業能力開発を総合的に支援します。雇用型訓練の導入支援も承ります。

#### キャリア形成サポートセンターを活用すると…

<p><b>採用・マッチング</b></p> <p>履歴書だけでは理解しにくい応募者の価値観や強み、キャリアの方向性、職業能力を理解しやすくなります！</p>	<p><b>人材育成・人事評価</b></p> <p>社員一人ひとりの効果的な職業能力開発はもちろん人事評価も可能になります！</p>	<p><b>モチベーションアップ</b></p> <p>将来のありたい姿や目標が明確になるため、能力開発への意欲や働きがいを醸成し定着を促進する効果が期待できます！</p>
---	---	--



### 社員一人ひとりに対するキャリアコンサルティングを無料※で活用できます！

※本事業は、国の予算の範囲内で実施するため、一定の上限等があります。キャリアコンサルティングが無料になる対象については、キャリア形成サポートセンターまでお問い合わせください。



茨城キャリア形成サポートセンター (株式会社パソナ内)  
 つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビル12F ☎ carisapo\_ibarak@pasona.co.jp  
<https://carisapo.mhlw.go.jp/> ☎ 029-855-3344





【 県内の労働災害発生状況速報 (令和2年10月末現在) 】

業 種 別		令 和 2 年	前 年 同 期
計		( 16 ) 2,280	( 21 ) 2,153
製 造 業		( 2 ) 621	( 11 ) 646
鉱 業		( 0 ) 10	( 0 ) 6
建 設 業		( 4 ) 223	( 6 ) 227
内 訳	土 木	( 2 ) 54	( 1 ) 47
	建 築	( 1 ) 122	( 2 ) 119
	そ の 他	( 1 ) 47	( 3 ) 61
運 輸 交 通 業		( 0 ) 304	( 2 ) 272
貨 物 取 扱 業		( 1 ) 40	( 0 ) 25
農 林 業		( 1 ) 61	( 0 ) 32
畜 産 水 産 業		( 1 ) 112	( 0 ) 98
商 業		( 1 ) 324	( 1 ) 296
そ の 他		( 6 ) 585	( 1 ) 551

(注) ( )内は、死亡者で内数

令和2年死亡災害発生状況 10月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
10月 9～10時	運転者 30歳代 3年	産業廃棄物 処理業	飛来・落下	事業場内で、脱着装置付きコンテナ車(大型トラック)にコンテナ(荷台)を架装するため、車体に装着されたアームのフックにコンテナを引っ掛けてトラックの車体に引き上げ架装していたところ、フックが外れてコンテナがずり落ち、後方を通りかかった被災者に激突した。
			トラック	
10月 8～9時	作業員 60歳代 51年	その他の 金属製品 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	被災者は、ワイヤーロープを製造する回転式装置に鉄線を巻き付ける作業を一人で行っていたところ、当該装置に頭部を巻き込まれて死亡した。被災者は始業前に一人で作業を行っており、出勤した同僚に発見された。
			その他の 金属加工用機械	
10月 19～20時	作業員 30歳代 8年	その他の 廃棄物処理業	有害物等との 接触	下水道管の汚泥を取り除く作業を終えてマンホールから地上に出ようとしていたところ、マンホールの底(深さ約7メートル)に転落した。マンホール内からは、有毒ガスの硫化水素と一酸化炭素が検出された。
			異常環境等	



## 講習会のご案内(令和2年12月中旬~3年1月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
1/12~13・14	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎・土浦常総協会	
1/27~28・29	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
1/28~29・30	平成館(古河市)	古河協会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
12/15~16	日立ビックセンターマール会議室(日立市)	日立協会
12/17~18	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
1/21~22	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
1/21~22	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿嶋協会
1/25~26	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>乾燥設備作業主任者</b>		
1/26~28	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
<b>鉛作業主任者</b>		
1/12~13	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>玉掛け</b>		
1/7~8・10	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿嶋協会
1/20~21・23	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
<b>プレス機械作業主任者</b>		
12/14~15・16	茨城県産業会館(水戸市)	連合会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
1/8	平成館(古河市)	古河協会
1/13	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
1/14	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
1/15	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
1/24	平成館(古河市)	古河協会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
1/18~19・20・21・22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎・常総協会	
1/28~29・2/1・2	茨城県産業会館(水戸市)	水戸協会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
1/13~14	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総・龍ヶ崎協会
1/20~21	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
1/28~29	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会

## 特別教育・その他の講習

## 研削と石の取替え等の業務(自由研削)

1/12 日立ビックセンターマール会議室(日立市) 日立協会

1/26 ポリテクセンター茨城(常総市) 常総・龍ヶ崎協会

## アーク溶接等の業務

1/10~11 平成館(古河市) 古河協会

1/15~16 日立商工会議所会館(日立市) 日立協会

1/22~23 中央安全衛生教育センター(水戸市) 水戸協会

## 電気取扱業務(低圧)

1/8 中央安全衛生教育センター(水戸市) 水戸協会

## 産業用ロボットの教示・検査等の業務

1/21~22 茨城県トラック協会県西部地区研修会館(筑西市) 筑西協会

## 特定粉じん作業

1/26 ザ・ヒロサワ・シティ会館(水戸市) 水戸協会

## 衛生管理者能力向上教育

1/18~19 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会

## 職長教育

1/13~14 鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市) 鹿嶋協会

## 職長・安全衛生責任者教育

1/18~19 ポリテクセンター茨城(常総市) 常総協会

1/19~20 日立商工会議所会館(日立市) 日立協会

1/25~26 (一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会

## 安全衛生推進者講習

1/14~15 茨城県トラック総合会館(水戸市) 水戸協会

## フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

1/14 中央安全衛生教育センター(水戸市) 連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478